

NTT西日本の利用者料金と卸料金の関係について

平成 30 年 5 月 25 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

1. NTT西日本の「フレッツ光ネクスト」サービスにおいては、次の2種類の長期利用割引が提供されていた。

【割引後の月額利用料金(税別)】

割引名称		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目以降	契約条件・解約手数料等	(参考)約款による月額利用料金
光もっと ² 割	戸建	4,300円	4,300円	4,110円	4,010円	3,910円	3,810円	3,710円	3,610円	・いずれも、当初2年間、以降3年間の定期期間契約。 ・契約期間の満了月とその翌月以外の期間途中解約の場合、2年間定期契約の1年目は10,000円(7,000円)、2年目は5,000円(3,500円)の解約金、3年間定期契約の1年目は30,000円(10,500円)、2年目は20,000円(7,000円)、3年目は10,000円(3,500円)の解約金、それぞれ必要。 ※()内は集合向けメニューの違約金	戸建: 5,400円 集合: 3,200円
	集合	2,850円	2,850円	2,680円	2,630円	2,580円	2,530円	2,480円	2,430円		
Web光もっと ² 割	戸建	3,810円	3,810円	3,810円	3,810円	3,810円	3,810円	3,710円	3,610円		
	集合	2,530円	2,530円	2,530円	2,530円	2,530円	2,530円	2,480円	2,430円		

(注) 戸建向けメニューは、ファミリータイプ/ファミリー・ハイスピードタイプ/ファミリー・スーパーハイスピードタイプ集のもの。
 集合向けメニューは、マンション・スーパーハイスピードタイプ集(ひかり配線方式・プラン2)のもの。

2. これらの割引を適用した後の利用者料金の水準については、NTT東日本・西日本の提供する特定卸役務(光コラボ)の卸料金の水準に鑑みると、特定卸役務の提供を受けてFTTHサービスを提供する事業者(卸利用事業者)の事業運営に影響を及ぼすものになっているのではないかとの視点が電気通信事業分野における市場検証(平成28年度)年次レポートにおいて示されたところであり、そのため、平成29年度に市場検証に関する年次計画において、これについて詳細な確認を行うこととされたところである。

■電気通信事業分野における市場検証(平成28年度)年次レポート

「NTT東西のサービス卸の提供料金(卸料金)が高いため、利益を確保して事業を運営することが難しい」との指摘や「割引適用後のNTT西日本のFTTHの利用者料金(小売料金)が低いため、競争が困難」との指摘があった。

この点、NTT東西のサービス卸の提供料金(卸料金)については、サービス卸ガイドラインに規定する「利用者に対する料金よりも高い料金」とはなっていない。しかしながら、NTT西日本が提供する割引サービスを適用した場合の利用者料金(小売料金)は、利用期間に応じて低廉となることから、卸料金の水準に鑑み、特にNTT西日本からNTT東西のサービス卸の提供を受けてサービスを提供する事業者の事業運営に影響を及ぼしている可能性も考えられる。

このため、総務省はNTT西日本における割引プランごとの契約状況や割引額の設定方法等について、調査を行うこととした。

■電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(平成29年度)

平成28年度における業務の状況等の確認結果を踏まえ、NTT西日本におけるサービス卸の提供料金とFTTHの利用者料金の水準及び卸先事業者のうちMNOが提供しているFTTHと移動系通信サービスのセット割引について、詳細な確認を行う。

3. 本資料は、このような経緯を踏まえ、総務省において、NTT西日本における利用者料金と卸料金の関係が不当な競争を引き起こすものとなっていないかという観点から、詳細を確認した中間結果を示すものである。

4. なお、NTT西日本においては、本調査の開始以後に、1. の両割引を含めて利用者料金の設定を見直すと発表し、また、卸料金についても、同社により見直しが行われたところである。(見直しの内容はP.2~4を参照。本資料に示す比較結果には反映済み)

5. 利用者料金の見直し

NTT西日本は、「光もっと²割」及び「Web光もっと²割」の新規申込受付を平成30年4月30日をもって終了[※]し、新たな長期継続利用型割引サービスである「光はじめ割」の提供を平成30年5月1日から開始した。

※ 二段階定額制メニューであるフレッツ光ライト向けの割引サービス「光ライト割」及び「まるまる3か月無料」も、同日に終了。

【割引後の月額利用料金(税別)】

割引名称		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目以降	契約条件・解約手数料等	(参考)約款による月額利用料金
光もっと ² 割	戸建	4,300円	4,300円	4,110円	4,010円	3,910円	3,810円	3,710円	3,610円	・いずれも、当初2年間、以降3年間の定期期間契約。 ・契約期間の満了月とその翌月以外の期間途中解約の場合、2年間定期契約の1年目は10,000円(7,000円)、2年目は5,000円(3,500円)の解約金が、3年間定期契約の1年目は30,000円(10,500円)、2年目は20,000円(7,000円)、3年目は10,000円(3,500円)の解約金が、それぞれ必要。 ※()内は集合向けメニューの違約金	戸建:5,400円 集合:3,200円
	集合	2,850円	2,850円	2,680円	2,630円	2,580円	2,530円	2,480円	2,430円		
Web光もっと ² 割	戸建	3,810円	3,810円	3,810円	3,810円	3,810円	3,810円	3,710円	3,610円		
	集合	2,530円	2,530円	2,530円	2,530円	2,530円	2,530円	2,480円	2,430円		
 (平成30年5月1日以降)											
光はじめ割	戸建	4,300円	4,300円	4,110円	4,110円	4,110円	4,110円	4,110円	4,110円	・2年間の定期期間契約 ・契約期間の満了月とその翌月以外の期間途中解約の場合、戸建:10,000円、集合:7,000円の解約金が必要。	
	集合	2,850円	2,850円	2,680円	2,680円	2,680円	2,680円	2,680円	2,680円		

(注) 戸建向けメニューは、ファミリータイプのもの。
 集合向けメニューは、マンションタイプのうち「ひかり配線方式・プラン2」のもの。

【割引後の月額利用料金(税別)】

割引名称		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目以降	契約条件・解約手数料等	(参考)約款による月額利用料金
光もつと ² 割	プラン2 (ひかり配線方式/VDSL方式)	2,850円	2,850円	2,680円	2,630円	2,580円	2,530円	2,480円	2,430円	・いずれも、当初2年間、以降3年間の定期期間契約。 ・契約期間の満了月とその翌月以外の期間途中解約の場合、2年間定期契約の1年目は7,000円、2年目は3,500円の解約金が、3年間定期契約の1年目は10,500円、2年目は7,000円、3年目は3,500円の解約金が、それぞれ必要。	3,200円
Web光もつと ² 割		2,530円	2,530円	2,530円	2,530円	2,530円	2,530円	2,480円	2,430円		
光もつと ² 割	プラン1 (ひかり配線方式/VDSL方式)	3,250円	3,250円	3,080円	3,030円	2,980円	2,930円	2,880円	2,830円		3,700円
Web光もつと ² 割		2,930円	2,930円	2,930円	2,930円	2,930円	2,930円	2,880円	2,830円		
光もつと ² 割	プランミニ (ひかり配線方式/VDSL方式)	3,950円	3,950円	3,720円	3,620円	3,520円	3,420円	3,320円	3,220円		
Web光もつと ² 割		3,420円	3,420円	3,420円	3,420円	3,420円	3,420円	3,320円	3,220円		



(平成30年5月1日以降)

光はじめ割	プラン2 (ひかり配線方式/VDSL方式)	2,850円	2,850円	2,680円	2,680円	2,680円	2,680円	2,680円	2,680円	・2年間の定期期間契約 ・契約期間の満了月とその翌月以外の期間途中解約の場合、戸建:10,000円、集合:7,000円の解約金が必要。	3,200円
	プラン1 (ひかり配線方式/VDSL方式)	3,250円	3,250円	3,080円	3,080円	3,080円	3,080円	3,080円	3,080円		3,700円
	プランミニ (ひかり配線方式/VDSL方式)	3,950円	3,950円	3,720円	3,720円	3,720円	3,720円	3,720円	3,720円		4,500円

注 集合向けの料金プランとしては、上表に記載のひかり配線方式・VDSL方式のほか、LAN方式によるものも設定されている。

6. 卸料金の見直し

NTT東日本・西日本は、営業コスト削減等の取組により、平成30年4月から、卸料金を 値下げした。値下げ後の卸料金の内容は次のとおり。(既契約を含めて全回線が対象)

事 項		主な提供料金(税別)等		
提供サービス		定額料金メニュー(平成27年2月から提供)		二段階定額料金メニュー(平成28年1月から提供)
		戸建	集合	戸建
提供料金	利用料金(月額)			
	転用手続き費			
奨励金				

また、奨励金が適用された場合のNTT西日本の卸料金水準は、次のとおり。(1回線当たり月額)

利用年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
戸建て										
見直し前										
見直し後										
集合住宅										
見直し前										
見直し後										

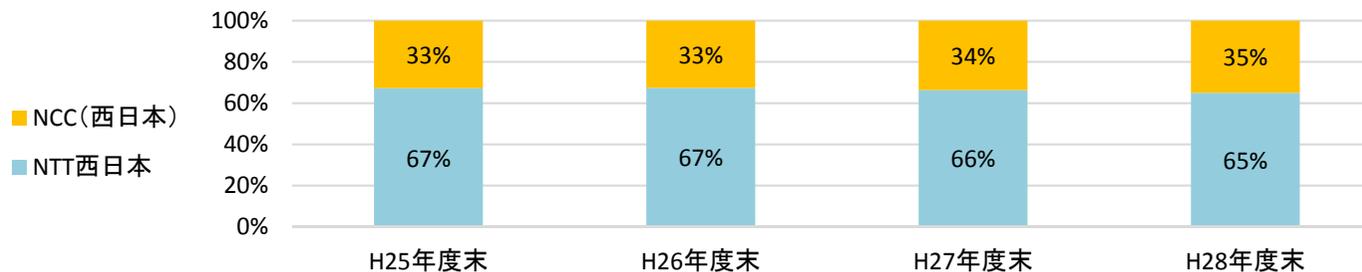
7. 西日本地域のFTTH市場の状況

(1) 回線数・契約数の動向

固定端末系伝送路設備の設置状況(回線数)で見たNTT西日本のシェアは、横ばいの傾向が続いている。

契約数(小売)で見た場合、NTT西日本の契約数が減少し卸利用事業者の契約数が増加する傾向が続いているが、その減少率・増加率は鈍化傾向にある。

【固定端末系伝送路設備設置状況(光ファイバ)】



赤枠内は構成員限り

(2)「転用」に関する状況

「転用」※による卸契約数の増加は、鈍化しつつある。

※ NTT東日本・西日本の「フレッツ光」を利用中のユーザーが、「フレッツ光」を解約し、卸利用事業者の「コラボ光」を新たに契約するに際し、新たに工事等を実施することなく、ユーザーの契約先をNTT東日本又は西日本から卸利用事業者に変更する手順をいう。
「転用」の場合、「フレッツ光」定期契約の期間途中の解約に際して通常必要となる違約金を免除する取扱いがされている。

赤枠内は構成員限り

(3) (参考)NTT西日本及び他の主要事業者における割引等の変更の推移

平成23年 6月	九州通信ネットワーク:「BBIQつづけて割」(3年プラン)導入
平成23年 7月	中部テレコミュニケーション:「つづけ得」開始
平成24年 2月	ケイ・オプティコム:「長割」開始 ケイ・オプティコム:「スタート割」開始 STNet:「ずっとク割」(3年プラン)導入
平成24年 3月	KDDI:「auスマートバリュー」開始
平成24年 7月	九州通信ネットワーク:「BBIQつづけて割ビッグ」(5年プラン)導入、「BBIQつづけて割」割引額拡大
平成24年12月	NTT西日本:光もつと ² 割開始
平成25年 2月	STNet:「ずっとク割」割引額拡大
平成25年 5月	NTT西日本:Web光もつと ² 割開始
平成25年 9月	ケイ・オプティコム:「スタートダッシュ割」実施
平成27年 2月	ケイ・オプティコム:「スーパースタート割」実施 エネルギア・コミュニケーションズ:複数年契約に3年プランを追加
平成27年 3月	KDDI:「auひかり ホーム ずっとギガ得プラン」導入
平成27年 3月	STNet:「ずっとク割」の割引額拡大・5年プランを追加
平成28年 2月	エネルギア・コミュニケーションズ:複数年契約の5年プラン新規受付停止
平成28年 8月	中部テレコミュニケーション:メニュー・料金プランの改定
平成29年 1月	KDDI:「auひかり マンション お得プランA」導入
平成29年 6月	ケイ・オプティコム:「eo暮らしスタート割」実施 エネルギア・コミュニケーションズ:ホーム・マンションコースの新規加入割引・更新割引の金額等を変更
平成30年 5月	NTT西日本:光はじめ割開始(光もつと ² 割、Web光もつと ² 割終了)

注 九州通信ネットワークは、平成29年7月にQTnetに社名変更。

8. 卸料金と利用者料金との関係については、『NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン』(平成27年2月策定、平成28年5月最終改定。以下「卸ガイドライン」という)において、利用者料金よりも高い卸料金を設定すること(逆転現象)が、電気通信事業法問題となり得る事例とされている。

9. 電気通信事業法との関係では、他にも例えば、接続料の検証のための指針ではあるものの、『接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針』(平成30年2月総務省策定)が存在し、そこでは、利用者料金収入と振替接続料(※1)の総額との差分が20%(※2)を下回る場合に、接続料水準が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとなっているのではないかの考え方から、一定の措置(※3)を講じるべきとされている。

※1:当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料(当該機能の利用に係る特定接続がある場合は、それに関し負担すべき接続料を含む。)

※2:ここでいう20%の値は、『接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン』(旧ガイドライン。平成24年7月総務省策定、平成28年5月最終改定。)において、接続料設定事業者であるNTT東日本・西日本の電気通信事業会計における電気通信事業収益(電報収入を除く。)の対営業費(顧客営業、販売サポートのうち特約店に支払う取次手数料、宣伝及び企画に係るものを除く。)の比率が20%弱(2001~05年度の平均値)であることにかんがみ、営業費の基準値を利用者料金収入の20%としたことを背景として定められている。

※3:当該指針においては、下記①②のいずれかの措置を講じるものとされている。

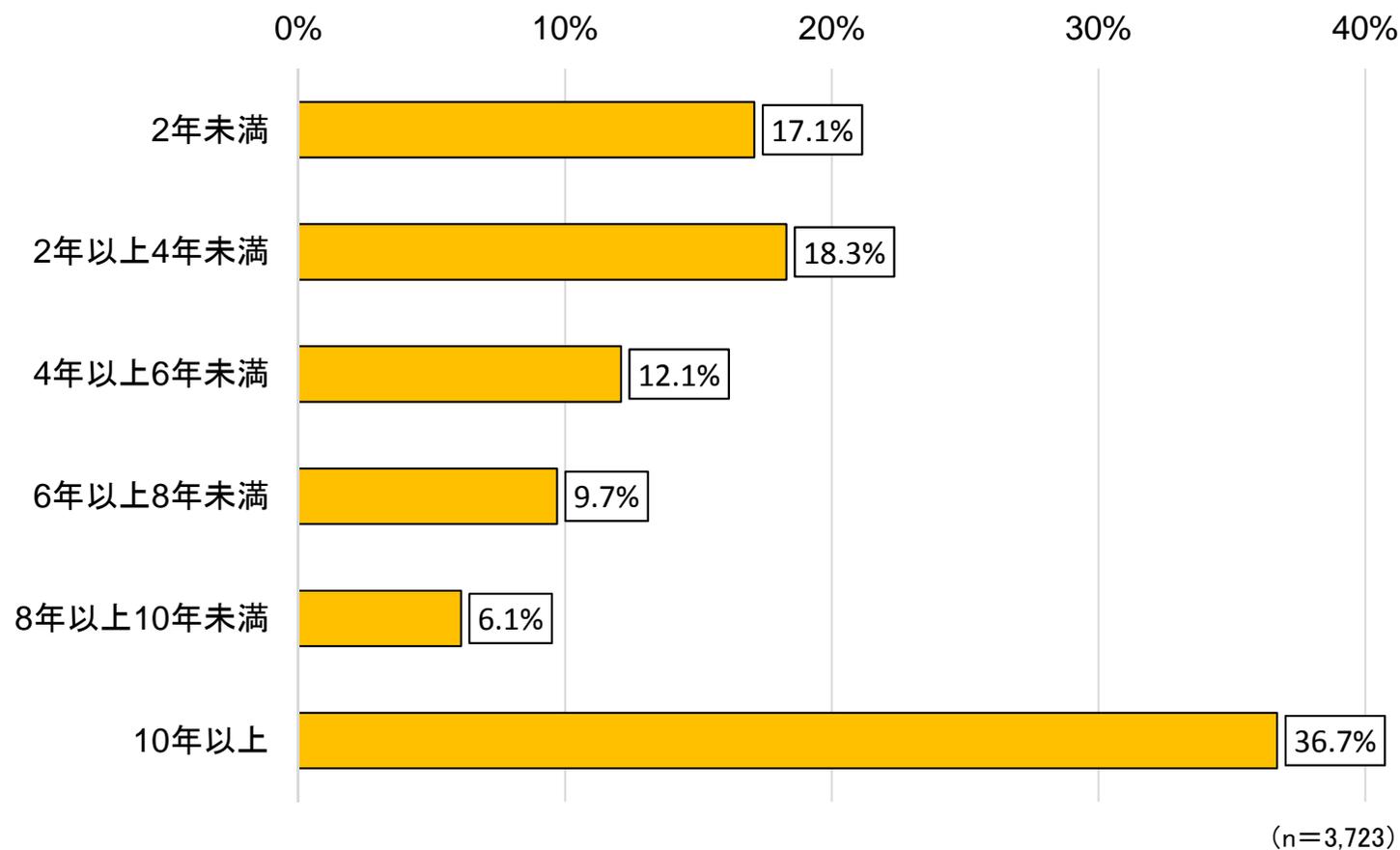
①例えば、本件サービスに関して競合する他の電気通信事業者が存在しない、早期に事態の改善が見込まれる、本件サービスの需要が減退し小さくなっているとともその内容・接続料の水準の面から他の電気通信事業者にとって十分代替的な機能が別に存在するなど、価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠を、認可接続料の認可申請に際して、その原価算定根拠において提示する。

②例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と振替接続料の総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。

10. 本資料では、利用者料金との関係については、逆転現象に加え、9. の指針を参考として、利用者料金水準と卸料金水準が接近しているかどうかにも着目する。

11. 比較に用いる利用年数(利用者が事業者を継続して利用する年数)については、NTT西日本から同社のフレッツ光の平均利用期間が [] との情報及び [] 以上利用している契約者が [] 存在するという情報が得られ、また、次のグラフのとおり固定系ブロードバンドについて10年以上継続利用しているとの利用者からの回答が一定程度あることから、本資料では、10年の長期間利用まで含めて比較を行う。

【固定系ブロードバンド事業者の利用継続年数】



(出典)2017年度利用者アンケート

利用者料金との比較(「転用」を想定する場合)

【NTT西日本のFTTH既存利用者を巡る競争の観点からの比較】

13. 一方で、現にNTT西日本のFTTHアクセスサービスの提供を受けている利用者(既存利用者)の転用による加入を卸利用事業者が得ることを目指してNTT西日本と価格競争を行う場合における競争条件を検証するため、NTT西日本の既存利用者に適用されている利用者料金水準と、それに対応する卸料金水準を比較したところ、平成28年度の利用者料金平均額と額面通りの卸料金水準を比較した場合(全体平均での比較)は両者が接近しているとも考えられる結果(①)となったが、サービス利用期間ごとに比較した場合(②・③)は、多くの場合において、利用者料金水準と卸料金水準の接近の程度がより小さい結果となった。

①全体平均での比較 (注) 利用者料金は、接続料関係指針に基づく検証に用いられた利用者料金水準

①-1 戸建て

平成28年度

利用者料金	
卸料金(違約金免除額考慮なし)	
差分	
差分比率	
卸料金(違約金免除額考慮あり)	
差分	
差分比率	

平成30年度卸料金見直し後(想定)(注)利用者料金水準は同一

利用者料金	
卸料金(違約金免除額考慮なし)	
差分	
差分比率	
卸料金(違約金免除額考慮あり)	
差分	
差分比率	

※利用者料金は、稼働回線数をもとにした割引前収入(理論値)と収入実績の差額を稼働回線数で除すことで、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定し、約款料金から差し引いた額。

①-2 集合住宅

平成28年度

利用者料金	
卸料金(違約金免除額考慮なし)	
差分	
差分比率	
卸料金(違約金免除額考慮あり)	
差分	
差分比率	

平成30年度卸料金見直し後(想定)(注)利用者料金水準は同一

利用者料金	
卸料金(違約金免除額考慮なし)	
差分	
差分比率	
卸料金(違約金免除額考慮あり)	
差分	
差分比率	

※利用者料金は、フレッツ光ネクストマンションタイプについて、①の方法により割引を考慮し算定された、6種のプラン(注1)ごとの方式の料金額を各プランの施設数比率(注2)で加重平均した額。

注1) VDSL方式/LAN配線方式のプランミニ、プラン1、プラン2及び光配線方式のプランミニ、プラン1、プラン2

注2)

赤枠内は構成員限り

②サービス利用期間ごとの比較(1)

2018年4月以前にフレッツ光に加入した利用者が今後支払うと見通す料金の水準を実質利用者料金とみなした場合の比較

②-1 戸建て

「転用」前のフレッツ光契約期間	0年				
「転用」後の卸先契約期間 (「転用」しなかった場合は、フレッツ光の今後の契約期間)	2年	4年	6年	8年	10年
利用者料金	4,300	4,180	4,073	3,970	3,898
卸料金(違約金免除額考慮なし)					
差分					
差分比率					
実質卸料金(違約金免除額考慮あり)					
差分					
差分比率					

「転用」前のフレッツ光契約期間	2年				4年			6年		8年
「転用」後の卸先契約期間 (「転用」しなかった場合は、フレッツ光の今後の契約期間)	2年	4年	6年	8年	2年	4年	6年	2年	4年	2年
利用者料金	4,060	3,960	3,860	3,797.5	3,860	3,760	3,710	3,660	3,635	3,610
卸料金(違約金免除額考慮なし)										
差分										
差分比率										
実質卸料金(違約金免除額考慮あり)										
差分										
差分比率										

※ 利用者料金はフレッツ光ネクスト・ファミリープランに光もつと²割を適用した額(フレッツ光の今後の契約期間内に支払うこととなる料金の平均)。

NTT西日本のFTTHアクセスサービスの利用者が転用で卸利用事業者の光コラボサービスに移行する際、転用前の光もつと²割の期間中途解約に係る違約金を免除することとしており、実質卸料金の算出においては、当該違約金免除に相当する額を契約期間(月数)で除したものを卸料金(月額)から差し引いている。

赤枠内は構成員限り

③サービス利用期間ごとの比較(2)

2018年5月以降にフレッツ光に加入する利用者が今後支払うと見通す料金の水準を実質利用者料金とみなした場合の比較

③-1 戸建て

「転用」前のフレッツ光契約期間	0年				
「転用」後の卸先契約期間 (「転用」しなかった場合は、フレッツ光の今後の契約期間)	2年	4年	6年	8年	10年
利用者料金	4,300	4,205	4,173	4,158	4,148
卸料金 (違約金免除額考慮なし)					
差分					
差分比率					
実質卸料金 (違約金免除額考慮あり)					
差分					
差分比率					

「転用」前のフレッツ光契約期間	2年以上			
「転用」後の卸先契約期間 (「転用」しなかった場合は、フレッツ光の今後の契約期間)	2年	4年	6年	8年
利用者料金	4,110	4,110	4,110	4,110
卸料金 (違約金免除額考慮なし)				
差分				
差分比率				
実質卸料金 (違約金免除額考慮あり)				
差分				
差分比率				

※ 利用者料金はフレッツ光ネクスト・ファミリープランに光はじめ割を適用した額(フレッツ光の今後の契約期間内に支払うこととなる料金の平均。契約2年後以降は見通し期間の長短によらず一定となる)。

NTT西日本のFTTHアクセスサービスの利用者が転用で卸利用事業者の光コラボサービスに移行する際、転用前の光もつと²割の期間中途解約に係る違約金を免除することとしており、実質卸料金の算出においては、当該違約金免除に相当する額を契約期間(月数)で除したものを卸料金(月額)から差し引いている。

③-2 集合住宅

「転用」前のフレッツ光契約期間	0年				
「転用」後の卸先契約期間 (「転用」しなかった場合は、フレッツ光の今後の契約期間)	2年	4年	6年	8年	10年
利用者料金	3,235	3,143	3,112	3,097	3,088
卸料金 (違約金免除額考慮なし)					
差分					
差分比率					
実質卸料金 (違約金免除額考慮あり)					
差分					
差分比率					

「転用」前のフレッツ光契約期間	2年以上			
「転用」後の卸先契約期間 (「転用」しなかった場合は、フレッツ光の今後の契約期間)	2年	4年	6年	8年
利用者料金	3,051	3,051	3,051	3,051
卸料金 (違約金免除額考慮なし)				
差分				
差分比率				
実質卸料金 (違約金免除額考慮あり)				
差分				
差分比率				

※ 利用者料金は、フレッツ光ネクストマンションタイプ(光配線方式又はVDSL方式の加重平均())について、光はじめ割を適用した額(フレッツ光の今後の契約期間内に支払うこととなる料金の平均。契約2年後以降は見通し期間の長短によらず一定となる)。

NTT西日本のFTTHアクセスサービスの利用者が転用で卸利用事業者の光コラボサービスに移行する際、転用前の光はじめ割の期間中途解約に係る違約金を免除することとしており、実質卸料金の算出においては、当該違約金免除に相当する額を契約期間(月数)で除したものを卸料金(月額)から差し引いている。

14. 以上の比較結果からは、利用者料金水準と卸料金水準の逆転現象は認められず、また両者の接近がみられる場合も限定的と考えられるところであるが、卸利用事業者から「割引適用後のNTT西日本の利用者料金が低いため競争が困難」である旨の意見があったことも踏まえ、総務省からNTT西日本に対し、卸利用事業者からの各意見内容(P. 17頁参照)を添えた上で、卸利用事業者による高度かつ多様な電気通信サービスの提供の促進という観点から、どのような考え方により卸電気通信役務料金水準を設定しているのかについての見解(※)を求めた。 ※各意見に対する見解及び利用者料金水準との関係に関する見解を含む。

15. NTT西日本からは、次のとおり回答があった。

- ・2015年2月から開始した光サービス卸は、モバイルのブロードバンド化の進展等に伴う市場変化により、これまで構築してきた光インフラの需要の伸びが鈍化する中、通信事業者が限られたパイを奪い合うスイッチング競争から脱却して、様々なプレイヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスを創出することで、光サービスの新たな需要を開拓するために、当社の主力商品であったフレッツ光のビジネスモデルを変革したものです。(全意見への見解)
- ・その際、当社としては、光サービス卸を用いた新サービスとフレッツ光を競合させる意図はなく、光サービス卸の料金についても、フレッツ光という単体サービスから、様々なプレイヤーの独自サービスとコラボ光を組み合わせた複合サービスへの円滑な移行が可能となるよう、また、それら複合サービスによる他の通信事業者のサービスへの競争対抗が可能となるよう、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境やコスト等を勘案して設定しているところです。(全意見への見解)
- ・さらに、新規顧客獲得を促す観点から、新規販売奨励金や継続利用奨励金を設定していることに加えて、既存顧客(フレッツ光ユーザ)の円滑な移行を促す観点から、工事不要でコラボ光への切替を可能とする「転用」の仕組みを導入するとともに、割引サービスに係る違約金を無条件で免除しているところです。(全意見への見解)
- ・また、光サービス卸の料金そのものについても、光サービス卸に係る運用コストの削減等が進んだことから、2018年4月より値下げしたところです。(全意見への見解)
- ・当社としては、様々なプレイヤーによる高度かつ多様なサービスの提供を促進する観点から、今後とも、卸料金の見直し等の料金面での対応を検討していくとともに、事業者間変更の導入等、プレイヤーの要望等を踏まえた運用面・システム面での対応についても充実させていく考えです。(全意見への見解)
- ・なお、当社のフレッツ光の小売料金については、従来より電力系事業者等の光サービスとの市場競争の中で「光もっと²割」等の割引サービスを提供してきたところですが、上述の取り組みを通じて、様々なプレイヤーの独自サービスとコラボ光を組み合わせた複合サービスによる競争対抗が可能となったこと等を踏まえ、2018年4月末をもって「光もっと²割」の新規受付を終了し、2018年5月より割引額を縮小した「光はじめ割」の提供を開始したところです。(意見項番11への見解)

16. 回答では、利用者料金水準との関係について、『光サービス卸を用いた新サービスとフレッツ光を競合させる意図はなく』『様々なプレイヤーの独自サービスとコラボ光を組み合わせた複合サービスへの円滑な移行が可能となるよう』卸料金を設定しているとの見解が示された。同社において、現在、「光サービス卸」を推進していることは事実であるが、他方で、多くのFTTH事業者がNTT西日本の卸役務に依存している現況からすれば、NTT西日本では、卸料金水準(又は利用者料金水準)の設定によって、価格圧搾を行う能力を有しており、また、今後、価格圧搾を行う誘因が生じる可能性があるのも事実である。
17. したがって、総務省からNTT西日本に対し、今回の検証結果を情報提供し、今後とも価格圧搾による不当な競争を引き起こさないよう、卸料金水準と利用者料金水準の関係について状況把握を行っていくことが適当と考えられる。
18. なお、回答によれば、卸料金水準について今後も見直し等の検討が行われていくということであり、引き続き卸料金の引き下げも視野に入れた取組が行われることが期待される。

項	意見内容	時期
1	<p>NTT西日本社が同社のフレッツ光サービスで実施している長期割引(Web光もつと2割)が適用された場合、利用年数が一定期間を超えるとフレッツ光の利用料金と光卸サービスの卸額がほぼ同水準となってしまうため、競争環境が生まれにくい(事業者が同じ価格を作るのは非常に困難)。</p> <p>光卸サービスの提供元である事業者が上記のような利用料金で光サービスを提供可能である以上、光卸サービスにおいてもMVNOと同様の継続的な卸価格値下げを義務づけるべきではないか。</p>	平成28年11月11日
2	NTT西日本が提供するサービスの価格設定が、卸価格と殆ど変わらず安価な設定であり、本事業に大きく影響している。	平成28年11月11日
3	NTT西日本の長期契約割引(光もつと ² 割)は契約期間が長くなればなるほど割引率が高くなる。最大の割引が適用されると、卸価格を100円程度しか上回らないような実質料金になり、このような料金では競争できない(最大割引が適用されていなくても、使い続ければその料金まで下がると分かっている利用者にとっては、他社サービスに乗り換えることのディスインセンティブとなる。)	平成28年11月21日
4	小売との競争という観点では、NTT西日本の長期契約に係る割引適用後の提供料金が低廉であり、現在の原価構造で競争することは厳しい。	平成28年11月22日
5	NTT西日本の小売価格が安いと、長期的な利用を前提としても赤字レベルの価格設定でないと当社は対抗できない。	平成28年11月28日
6	特に西日本においては、NTT西日本の小売価格が廉価であることもあり、利用者においても乗り換えインセンティブが働かない状況。	平成28年11月30日
7	NTT西日本の小売料金が低すぎて薄利なビジネスモデルになっている。	平成28年11月30日
8	西エリアにおいて「光もつと2割」を適用されている利用者が多いと感じており、その場合は転用させることは困難(当社のサービスをあえて勧めることはできない)であり、西エリアでの競争は厳しい状況。	平成28年12月2日
9	西日本エリアでは、NTT西日本の料金が安く、厳しい状況。	平成28年12月9日
10	回線の卸原価が高く、NTT直販との提供価格の差別化が図られ辛い。	平成30年2月22日
11	更なる効率化による卸価格の低減及び、卸元事業者提供の小売サービスの価格見直し。	平成30年2月26日